

令和 3 年度 (2021 年度)

事業報告書

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会

全体総括

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

- 地域福祉関係
- 老人福祉関係
- ひとり親（母子・父子等）家庭福祉関係
- 心身障がい(児)者福祉関係
- 福祉啓発関係
- 法外援護救済関係
- 表彰関係
- 地域福祉権利擁護事業関係(県社協委託事業)
- 生活困窮者等自立相談支援事業関係(県社協委託事業)
- 福祉金庫の設置・運営

2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

- ボランティア推進関係
- 青少年福祉関係
- 善意銀行の設置・運営

3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、 連絡、調整及び助成

- 調査広報関係
- 各種福祉団体への助成

4. 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図 るために必要な事業

- 役員会等
- 実習受入関係
- 職員研修・会議等（年間活動 報告表）
- 職場内研修関係
- その他
- 各種団体事業への協力
- 生活福祉資金貸付事業（県社協委託事業）
- 各種募金活動への協力（日赤、共募）

在 宅 福 祉 事 業 状 況 関 係

- 介護用品等の無料貸出

受 託 事 業 関 係

- 老人福祉センター利用状況集計表
- 食の自立支援事業状況
- 高齢者ホームサポート事業状況
- 生きがい活動通所支援事業状況
 - 〔介護予防はつらつ元気づくり事業状況
 - 〔介護予防型ミニデイふれあい事業状況
- 心配ごと相談事業状況

介護保険事業等状況関係

- 居宅介護支援事業等状況
- 訪問介護事業等状況
- 通所介護事業状況

障がい者居宅介護事業状況関係

- 居宅介護事業等状況

市町村社協経営指針 3つのポイント

市町村社協の使命は、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりの推進です。

- 1、あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）
- 2、社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織の再編
- 3、市町村圏域を越えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進

（令和2年7月第2次改訂）全国社会福祉協議会と地域福祉推進委員会が作成

社会福祉協議会職員行動原則

－私たちがめざす職員像－

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的にに関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や業務に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

社協・生活支援活動強化方針

～地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性～

【あらゆる生活課題への対応】

1. 地域住民、関係団体、関係機関と協働し、生活課題解決や予防に向けての取り組みを行います。

【相談・支援体制の強化】

2. 総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

【アウトリーチ(地域へ出向く)の徹底】

3. 制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見する。

【地域のつながりの再構築】

4. 地域住民、関係団体、関係機関と協働し、だれも排除しない地域社会づくりを進めます。

【行政とのパートナーシップ】

5. 行政と協働で行うことが必要である、地域における、総合的な相談・生活支援体制の構築や権利擁護支援体制整備などを働きかける。

人が大好き！ 社協が大好き！ 大津町が大好き！

は じ め に

(社会福祉協議会の根拠法)

社会福祉法 第1章「総則」
(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他のサービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法 第10章「地域福祉の推進」
(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、**地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備**するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民等が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並び

に地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業六前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

社会福祉法 第10章「地域福祉の推進」 第1節「地域福祉計画」

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村市域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要あると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法 第10章「地域福祉の推進」 第2節「社会福祉協議会」

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村**社会福祉協議会**は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

4 前第3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

改正社会福祉法：令和3年4月1日施行

令和 3 年度（2021 年度） 事業報告

全 体 総 括

社会福祉協議会（社協）は、長年、住民の参加する福祉活動を推進し、福祉上の諸問題を地域住民の協働的努力によって解決する公共性・公益性の高い民間非営利団体として、一貫して地域福祉活動の中心的な役割を果たしてきました。社会福祉法の中に、「市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る団体」と位置づけられていて、市町村行政での策定が努力義務とされている「地域福祉計画」では、計画策定への参画から計画実施まで社協の果たす役割は益々重要になってきています。今後の社協の活動は、今まで以上に、多種多様になる地域住民の福祉ニーズに対して社協がどれだけ応えることができるかが、社協の存在価値と併せて問われています。

また、公共性の高い非営利的な地域福祉事業と、本会が受託運営する公共的な在宅支援の福祉サービス（介護予防生活支援事業等）を介護保険事業等といかに融合させれば、利用者のきめ細かなニーズに適切に対応できるかということを念頭におき、民間の介護保険サービス提供事業者や障がい者サービス事業者と共に切磋琢磨し、地域福祉を推進していくことが重要な課題となってきました。

このことを踏まえて、“心ふれあい とともに歩む 地域づくり”を推進するために、助け合い、支えあいを基本とする地域住民の福祉活動の組織化と在宅支援の福祉サービス（介護保険サービス、障がい者サービス含む）を有機的に連携させ、地域住民の生活課題解決に向けて、より厚みのある福祉支援サービスを展開していくことを基本方針において事業を展開してきました。

令和 3 年度は、全世界で未曾有の自然災害となっている新型コロナウイルス感染症拡大予防に対応するために、それぞれの事業で創意工夫を行いながら事業展開を図りました。

一方、第 3 期地域福祉計画・地域福祉活動計画「共に支え合う地域コミュニティづくり～大津モデルの実現～」に基づき、これまでの地域福祉事業も継続して実施するとともに、その計画推進を下支えする社協の組織体制を強化する計画、第 2 期社会福祉協議会発展・強化計画を実施しました。

また、並行して町と協働で取り組んでいる地域福祉推進事業（町受託事業：地域づくり推進事業）では、コロナ禍で通常地域支援活動が大きく狭められている中、担当職員による区長宅訪問や南部・中部・北部による地区別の説明会、小地域福祉活動実践地区 **15 地区**と小地域福祉活動推進地区 **1 地区**での活動支援、町関係各課との事務局会議や **45 行政区**より選出された地域福祉推進委員 **69 名**の支援をチラシ配布やアンケート調査によるニーズ把握を実施し、唯一、桜丘区で防災や避難に係る座談会を実施しました。

低所得者支援対策では、新型コロナウイルス感染症拡大により、収入が低下した方々に対して、町と協働で福祉金庫特例貸付運営を行い **252 件**の相談に応じ、**15 件**、**31 万 7 千円**の貸付を行うと共に、生活福祉資金緊急小口特例貸付やの総合支援資金窓口として **656 人**の相談に対応し、**214 件**、総額 **1 億 6 千 7 百 40 万円**の貸付申請を行いました。住居確保給付金との連携強化も図り **25 件（申請 1 件）**の相談に対応しました。残念ながら貸付事業の該当にならない方に対しては、お米やレトルト食品などの食糧支援を行いました。県社協より受託している生活困窮者等自立相談支援事業は、主任相談支援員 1 名と相談窓口担当者 2 名（コロナ関連相談対策で 1 名増員）を配置し **137 人**の相談に対応し、**1,267 件**の相談を受け、グリーンコープと連携して家計の収支などに関わる相談に取り組み、生活全般の課題解決に向けて寄り添いながら支援を行い、本町における生活困窮者対策（失業や低所得世帯）の一助となりました。

介護保険事業において、「居宅介護支援事業」（ケアプラン作成管理）では、在宅生活継続支援を念頭においたよりきめ細かな支援ができるように改善するケアプラン作成に努め、前年度よりは良い傾向になりました。「訪問介護事業」は従事者不足により事業を展開していますが、前年度より多少の増収となりましたが、従事者は、新型コロナウイルス感染症拡大の中、マスクの常

時着用、定期的な検温、こまめの消毒、必要に応じて手袋や防護服の着用訪問など予防対策を徹底しました。「通所介護事業」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも、マスクの常時着用、定期的な検温、こまめの消毒、パーテーションやフェイスガードの利用など予防対策の徹底により、一定の収入を保ち、他の不安定な事業への収入補填を行うことができました。介護職員の処遇改善としては、職員研修会の実施による資質向上を行うとともに、介護職員処遇改善手当の月額支給の増額を行い処遇の改善に取り組みました。

一方、介護認定に漏れた方や外出する機会の少ない虚弱な高齢者の方々に対しては、様々な介護予防・生活支援事業を町より委託を受け実施し、要介護状態に陥らない自立した生活が営めるよう支援しました。「介護予防はつらつ元気づくり事業」では、クラブ活動（書道、音楽、創作、菜園）や買い物支援を実施し特色のあるプログラムづくりを行い、介護予防を目的とした生きがいをづくり、趣味活動の促進、健康推進担当課や地域包括支援センターと協働で体力測定を実施しました。月1回、地域の集会所等26地区で行う「介護予防型ミニデイふれあい事業」では、介護予防を目的とした運動器機能向上に重点的に力を入れました。今年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策として町からの委託事業の多くが縮小や中止となり、利用者への電話での安否確認など工夫をして在宅支援を継続して行いましたが、収入の減少を防ぐことはできませんでした。

また、「食の自立支援事業」では、ボランティアと協働で利用者との交流支援や食の提供による低栄養防止に併せて安否確認に努め、自己負担金の口座振替の導入準備を行いました。「高齢者ホームサポート事業」では、在宅生活の維持継続の為、日常生活の援助に努めました。障害児・者福祉サービスの居宅介護、同行援護等（ホームヘルプサービス）は、年ごとに利用者及び身体介護の割合が増えてきており、より専門的な研修の必要性を感じ、多くの研修に職員を派遣の計画をしましたが、参加者不足による研修会中止や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中止が相次ぎました。地域福祉権利擁護事業では、精神障がい関係の契約者からの解約が多くあり、今後の地域で支援での見守りが必要です。その中で法人後見事業の準備に取り組み、「自分で判断することに支えが必要な方」の権利擁護に関するアンケート調査を行い、判断能力に支援が必要な方に対して、法人（社協）として関わりが持てるように準備を進めました。

施設管理面では、平成3年3月の建設当初から受託運営を行い、その後は、平成18年度から5年間区切りで老人福祉センター指定管理（直近5年間：令和3年度～令和7年度）を受託しており、次回からも引き続き効率的な管理運営を行っていきけるよう努めて行きます。近年では、老朽化による雨漏りや修理箇所の増加や修理費の増大、受託事業等の利用者増などの事業規模の拡大に伴う施設内業務スペース不足の課題などが生じてきています。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うコロナ禍における事業展開については、多くの代替事業を企画実施しました。福祉まつりの継続代替事業として「2022 おもいあい ささえあい おおづカレンダー」の作成を行い福祉まつりに係る方々へ配布を行いつながり維持に努めました。社会福祉施設体験事業（ワークキャンプ）の代替事業として、社会福祉施設とボランティア協力校との連携を行い、職員や利用者と児童生徒の繋がり支援を図りました。

ボランティア活動推進関係では、ボランティアセンターが核となり町内の様々な関係機関の担当者との連携を図りながら町内ボランティア活動の推進強化に努めました。ボランティア養成講座では、「音声訳や傾聴ボランティア養成講座」を実施しました。音声訳ボランティア養成講座では、記録媒体をカセットテープからCDへ転換を図りました。一人暮らし高齢者等の希望者を対象に実施している「季節のお便りサービス」は、ボランティア協力校児童生徒の意識啓発と、生きがいをづくりや安否確認・ニーズ把握に役立たせることができました。今後も地域住民が進んで参加できる、様々なボランティアサービスの開発に取り組んでいきたいと考えています。ボランティア活動は、一般的には見えにくい状況ですが、ボランティア活動保険【ボランティア活動保険加入者数 **606人 (-352)**、ボランティア行事用保険 **51件 (+9)**・参加者数 **2,155人 (+868)**】の加入者数で把握を行っています。今後もボランティア活動の現状把握のために加入促進を図って行きたいと考えています。福祉教育の推進に関しては、大津支援学校を含めた、町内すべての

小学校、中学校、高校の **11 校**（翔陽高校は独自の取り組み）を「ボランティア協力校」に指定し、福祉教育の推進を図りました。災害ボランティアセンターの取り組みとしては、大津町と「災害ボランティアセンターに係る町との協定」を締結し、災害時の備えを行い、災害時におけるスムーズな支援に結びました。熊本地震から途切れていた設置訓練を計画しましたが、コロナ禍により中止となりました。

今年度 2 回目の試みとして企画実施した「年越しフードパントリー」では、ひとり親家庭福祉協議会や民生委員児童委員協議会、役場福祉課や環境保全課と協働で取り組み、SDGS への取り組みを含めて、フードロス支援に繋げる為の企画とコロナ禍における収入が低下した世帯や生活困窮世帯へ食料などの支援を行う企画の両方を行いました。

おわりに、昭和 27 年（1952 年）4 月から半世紀以上にわたり地域福祉の推進に取り組んできた本会としては、「地域の福祉力」を形成する主体は住民自身であるという原点に立ち返り、住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした住民主体の地域での福祉活動（地域福祉）を推進することに重点をおいた活動へとさらに事業を展開させて行きます。

これからも、地域の福祉課題や生活課題を住民とともに協議し、課題解決に取り組む過程において多くの住民などを巻き込み、「他人事ではなく自分の問題だ」と気づいていただける場づくりを行い、「福祉は行政や社協、民間の福祉事業者にまかせておけば良い」という意識を変革していかなければなりません。そして、隣近所で、あるいはその地域で出来る、小地域での福祉活動を組織化するのが社協の使命であり、今後の活動の中心にすべき活動であると考えます。「住んで良かった。」と思われる、やさしい建物や人々のあふれる本当の意味でのやさしいまちづくりの実現のために、大津町社会福祉協議会の役職員及び関係者が総力をあげて、社会福祉協議会の事業を広く住民へ周知し、多くの住民が福祉事業に関わることができるよう、事業の見直し・再検討を図りながら、更に充実した事業展開を図るための地域福祉推進体制の確立を行うことが必要です。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

● 地域福祉関係

地域福祉推進事業（第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進）	【別紙 1】
小地域福祉活動実践地区	15 地区【17 行政区】(+1) 【森、多々良、楽善、大津東、南杉水地区、引水、あけぼの、中陣内、日吉が丘、北出口、中央、真木、錦野、中学通り、中島】
小地域福祉活動推進地区【杉下】	1 地区【1 行政区】(-1)
地域福祉推進委員の委嘱	45 行政区 69 名(-1)
地域福祉推進活動関係	合計 18 回(+1)
地域福祉推進のための懇談会Ⅰ→区長訪問で代替（5/13,14）	2 回
地域福祉推進のための懇談会Ⅱ（9/24：北部、中部、南部に分散して開催）	3 回
地域福祉推進のための地区住民説明会（岩坂区 5/22）	1 回
地域福祉推進委員研修会→資料・アンケート配布で代替(2/1)	1 回
地域福祉推進委員アンケート調査の実施（43/69 人：回収率 62%）	1 回
地域福祉推進職員等研修（8/7,10/20,10/28,11/15,11/24,12/14,）	10 回
小地域福祉活動実践地区・推進地区「座談会」の開催	合計 19 回(+17)
中島区（5/23）	1 回
中陣内区（5/29）	1 回
中陣内区：事前打合せ（5/28）	1 回
南杉水地区（桜丘区）「自主防災組織グループ支援」 （6/29,7/4,7/6,8/2,8/13,11/2,11/13,11/25,12/16,12/18,12/27,1/12,1/22,2/3,2/7,3/12）	16 回
杉下区	【中止】
中央区	【中止】
楽善区	【中止】
小地域福祉活動実践地区・推進地区への支援	合計 3 回(-11)
中島区（要支援者の避難確認 10/11,2/9）	2 回
多々良区（ひまわり BBQ 10/10）	1 回
視察研修の受入やその他の地域支援	合計 21 回(+9)
岩坂区（自主防災組織危険箇所確認 5/22）	1 回
馬場区（自主防災組織危険箇所確認作業 6/6）	1 回
吹田区（評議員会 5/23,さんそん桜団地臨時集会 7/6）	2 回
宇土市役所、宇土市社会福祉協議会（重層的支援体制整備事業について 9/6）	1 回
重層的支援体制整備事業 3 町社協（菊陽町,益城町,大津町）意見交換会（11/8）	1 回
ひとり親世帯、困窮世帯への支援（年越しフードパントリー12/29,12/30）	2 回
中部区長会へ民生委員候補者人選についての説明会（1/13）	1 回
錦野区「役員会」（6/4）	1 回
年越しフードパントリー打合せ(6/28,11/1,11/2,11/9,12/3,12/10,12/22,12/24,12/27)	9 回
SDGS への支援（年越しフードパントリー） 12/30	1 回
郵便局との打合せ（年越しフードパントリー等） 9/21	1 回
校区別懇談会等の参画（振興総合計画関係）	合計 4 回(+4)
災害公営住宅入居者コミュニティ支援（福祉課、住宅係協働）	合計 5 回(+1)
さんそん桜団地（6/1,6/23,8/27,9/8,12/6）	5 回
第3期地域福祉活動計画・地域福祉計画推進（福祉課協働）	合計 1 回(+1)
地域福祉計画等推進委員会（書面で代替） 3/25	1 回

● 老人福祉関係

敬老会奨励補助金 (13 地区(+5)、1064 人(+401)) 寄付金
 [瀬田,美咲野,岩坂,大津東,鍛冶,宮本,馬場,下陣内,新,仮宿,つつじ台,桜丘,大林]
 72 歳以上一人暮らしへの鏡餅の配布 (民協と協働) 【中止】 寄付金
 高齢者料理教室 (翔陽高校と協働) 【中止】 共募
 もしもし電話サービス* (10 頁:再掲) 共募

● ひとり親(母子父子等)家庭福祉関係

一日ふれあい交流会の開催 (荒尾市) 【中止】 共募
 フードパントリーへの協力 11 回(+8) 共募
 (4/11,5/14,5/15,6/27,7/31,9/12,10/24,11/27,12/19,2/11,3/5)
 ひとりだけの金婚式の開催 (12/24) 2 人(+2) 寄付金
 菊池郡市親と子のつどい (昨年度より中止) 【中止】 寄付金

● 防災関係

町地域防災会議及び水防協議会・国民保護協議会 5/25
 大津町総合防災訓練実行委員会 8/23
 町総合防災訓練 10/24
 シェイクアウト訓練 10/30
 消防 (総合) 訓練: 1 回 3/11
 避難所開設 (福祉避難所) << 28 世帯(-26):30 名(-77) >> 14 日間(-6)
 ・大雨による避難所開設<< 0 世帯:0 名 >> (5/17) 1 日間
 ・大雨による避難所開設: 待機 (5/20) 1 日間
 ・大雨による避難所開設<< 0 世帯:0 名 >> (5/26~27) 2 日間
 ・台風 9 号による避難所開設<< 延べ: 16 世帯:17 名 >> (8/8~9) 2 日間
 ・大雨による避難所開設<< 延べ: 12 世帯:13 名 >> (8/11~19) 8 日間

● 心身障がい者福祉関係

ふれあい交流バスハイキングの開催 【中止】 共募

● 福祉啓発関係

福祉まつりの開催 (代替でカレンダー制作事業を実施: 1,400 部) 【中止】 共募
 地域福祉推進懇談会の開催 (5/13,14 代替で区長訪問を実施, 9/24 北部,中部,南部に分散して開催) 5 回 共募
 ふれあいサロン推進事業 (町内におけるサロン活動) 13 地区 (+1) 【助成 9 ヶ所(±0)】 共募
 [あけぼの区: 11 回/年、北出口区: 4 回/年、多々良区: 7 回/年、錦野区: 4 回/年
 下陣内区: 13 回/年、新区: 6 回/年、片俣区: 12 回/年、御所原区: 9 回/年、大林区: 20 回/年
 源場区、つつじ台区、大津東区、真木区]

在宅介護者の集い 計 0 回 【中止】 寄付金

在宅介護者のサロン「野ばら」(奇数月の第 2 火曜日に実施) 計 6 回 (延べ参加者数 0 人) 寄付金

実 施 日	5/18	7/13	9/14	11/9	1/11	3/8	計 6 回(+2)
参加人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	合計 0 人(-3)

● 表彰関係

民生児童委員退任記念品の贈呈【令和 4 年度一斉改選】 0 人(±0) 寄付金

● 法外援護救済関係

行旅病人等旅費 (該当者数: 1 人) (±0) 寄付金

● 地域福祉権利擁護事業関係（県社協委託事業）

日常的金銭管理等サービス利用援助【別紙 2】

利用者	精神	知的	高齢者	その他	利用者数：24 件(-4) 担当職員：3 名(±0)、生活支援員数：6 名(+2)
件数	4 件	9 件	10 件	1 件	権利擁護事業延べ活動数：2,315 回(+222)
(新規)	(0 件)	(1 件)	(2 件)	(0 件)	
解約	3 件	1 件	3 件	0 件	解約理由：入所、自立による本人希望、死亡等

● 生活困窮者等自立相談支援事業関係（県社協委託事業）

生活困窮者等自立相談支援事業状況【別紙 17】

年間相談件数 137 件(-15)（年間延べ活動回数 1,267 回）(+379)

● 青少年福祉関係

児童相談の開催：第 3 火曜日に心配ごと相談と併設（12 回）

主任児童委員との連携（随時）

● 福祉金庫の設置・運営

貸付件数：8 件(-4)、貸付金額：135,000 円(-45,000)

【内年度内償還完了件数：51 件(-9)】 195,000 円(-230,000)

金額	10,000 円未満	10,000 円以上 20,000 円未満	20,000 円	20,001 円以上 50,000 円未満	50,000 円以上 100,000 円未満	100,000 円
件 数	1 件(±0)	2 件(-4)	5 件(±0)	0 件(±0)	0 件(±0)	0 件(±0)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う特例貸付運営

貸付件数：7 件(-11)、貸付金額：182,000 円(-454,000 円)

【内年度内償還件数：38 件(+22)】 259,600 円(+109,200)

金額	10,000 円未満	10,000 円以上 20,000 円未満	20,000 円	20,001 円以上 50,000 円未満	50,000 円
件 数	0 件(±0)	0 件(-3)	4 件(+2)	2 件(-3)	1 件(-7)

※生活福祉資金相談員が生活福祉資金と併せて担当した。

● 視察等受入関係等

菊池市より講師依頼「ゲートキーパー養成講座」（2 回）10/29

● 寄附団体一覧

室長寿会	4/19
菊池郡の未来を考える会	
（チャリティーゴルフ募金寄付）	11/4
大津町身体障がい者福祉会	11/22
南校区スポーツ振興会	11/22
東京エレクトロン九州㈱	2/28

2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

● ボランティアセンターの活動関係

ボランティア協力校指定事業 指定校数 11 校(単独実施 1 校有) **共募**

〔 **高校 1 校** : 大津高校 (翔陽高校単独)、 **中学校 2 校** : 大津中・大津北中、 **支援学校 1 校** : 大津支援学校
小学校 7 校 : 大津小・室小・大津東小・大津南小・大津北小・護川小・美咲野小 〕

ボランティア養成講座などの開催 (2 講座(+1) : 参加者数 23 人(+11)) **共募**

「傾聴ボランティア養成講座」 11/2・9・16・23 (4 回、参加者数 : 11 人)

「音声訳ボランティア養成講座」 11/19・26 (2 回、参加者数 : 12 人)

「傾聴ボランティア交流会」 【中止】

ボランティアの派遣受給調整

ボランティア相談 相談件数 : 16 件(+14)

ボランティア登録 登録件数 : 46 件(+43)

ボランティア援助 援助件数 : 14 件(+14)

ボランティア活動保険 加入者数 : 606 人(-352)

ボランティア行事用保険加入件数 59 件、2,155 人(+868)

送迎サービス補償加入件数 0 件、0 人(±0)

福祉サービス総合補償加入件数 1 件、98 人(-8)

各種ボランティアサービスの実施

整髪サービス (利用者数 : 0 人) (±0)

音声訳サービス (利用者数 : 5 人、録音テープ 60 本・CD15 枚)

点訳サービス (利用者数 : 3 人、点訳本 36 冊) (-9)

もしもし電話サービス*(利用者数 70 人) (±0) 1 年間延べ利用者数 1,516 人(+61) **共募**

利用曜日	登録利用者数	実施日数	年間延べ利用者数	ボランティア人数	
水曜日 (第 1.3)	20 人	19 日	375 人	1 人	延べ 19 人
水曜日 (第 2.4)	16 人	22 日	345 人	1 人	延べ 22 人
金曜日 (第 1.3)	17 人	24 日	403 人	2 人	延べ 24 人
金曜日 (第 2.4)	17 人	23 日	393 人	2 人	延べ 23 人
合 計	70 人	88 日	1,516 人	6 人	延べ 88 人

食の自立支援事業担当者会議 資料配布のみ 【中止】

ボランティア連絡協議会への協力 (R2 年度より活動休止)

翔陽高校空飛ぶ車椅子事業への協力【車椅子寄付】 5/18 1 回(+1)

大津高校生徒ボランティア活動支援【みんなのおうちへ】 (6/1,9) 2 回(+2)

熊本大学学生支援 (6/18) 1 回(+1)

収集ボランティアへの協力

古切手 (3 人、5 団体)

使用済みテレホンカード (0 人) (±0)

書き損じ葉書 (0 人) (-1)

未使用葉書 (0 人) (-1)

その他 (ベルマーク他) (0 人) (±0)

● 災害ボランティアセンター活動関係

災害ボランティアセンター設置訓練 【中止】

あんしん声掛け訓練への参加 (福祉まつりにて実施) 【中止】

菊池圏域ブロック社協災害相互応援協定会議 (合志市) 8/26、3/2 2 回

菊池圏域ブロック社協定期情報交換会 (ZOOM) 10/5、(合志市) 12/20 2 回

アルファ米で令和 3 年 7 月豪雨災害応援プロジェクト 8/12、8/30 2 回

アルファ米配布 (合志市社協) 8/17 1 回

災害ボランティアセンターに係る町との協定締結 8/25

2021 年度 災害支援活動者養成研修 (ZOOM) 11/27

● 青少年福祉関係

社会福祉施設等体験事業（ワークキャンプ）……………【中止】共募

社会福祉施設等体験事業（ワークキャンプ）代替事業の開催

「おもいを届けよう！ふくしについて学ぼう！ 2021」

- ・本年度も昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、町内の社会福祉施設等でも面会制限など感染予防に尽力されていることから、例年通りの体験はできないながらも、児童生徒が身近な福祉とつながる機会を得るために「おもいを通わせる」事業として実施した。また感染症予防のため作品はボランティア担当教諭や社協職員が各施設へ届けた。

受け入れ協力施設総数……………（24 施設）

ボランティア協力校総数……………（9 校）

- ・ワークキャンプ代替事業アンケート調査（施設対象） 6/16……………（61 施設）
- ・ワークキャンプ代替事業アンケート調査（協力校対象） 6/15……………（12 校）
- ・知的障がい児(者)関係施設……………【施設 2：協力校 5】

- ①大津あゆみ園……………（翔陽高校：残暑見舞いカード）
- ②三気の会……………（美咲野小学校：残暑見舞いカード）
- ……………（室小学校：残暑見舞いカード）
- ……………（大津中学校：残暑見舞いカード）
- ……………（大津高校：残暑見舞いカード）

- ・高齢者関係施設……………【施設 15：協力校 7】

- ①デイサービスいわさか……………（大津東小学校：残暑見舞いカード）
- ②おおづセンターホーム……………（翔陽高校：四季の絵）
- ③デイサービスつつじ山荘……………（大津南小学校：残暑見舞いカード）
- ④特別養護老人ホームつつじ山荘……………（大津北中学校：童謡の拡大歌詞作成）
- ⑤おおつかの郷……………（大津小学校：残暑見舞いカード）
- ⑥おおづ花風香……………（大津高校：壁画）
- ⑦デイサービス祐……………（大津北中学校：拡大歌詞作成）
- ⑧デイサービスまごころ本舗大津苑……………（大津南小学校：残暑見舞いカード）
- ⑨デイサービス COCO スタ……………（大津東小学校：残暑見舞いカード）
- ⑩グループホーム灰塚……………（大津室小学校：残暑見舞いカード）
- ⑪太寿園……………（翔陽高校：壁画）
- ⑫リハビリセンタースミレ大津……………（大津東小学校：残暑見舞いカード）
- ⑬光進園……………（大津高校：残暑見舞いカード）
- ⑭心陽苑……………（大津高校：残暑見舞いカード）
- ⑮社会福祉協議会デイサービス……………（大津東小学校：残暑見舞いカード）
- ……………（大津南小学校：残暑見舞いカード）
- ……………（大津高校：残暑見舞いカード）

- ・児童福祉関係施設……………【施設 7：協力校 4】

- ①風の子保育園……………（大津高校：残暑見舞いカード）
- ②緑ヶ丘保育園……………（翔陽高校：季節の壁画）
- ③よろこび保育園……………（翔陽高校：フルーツカード）
- ……………（翔陽高校：五十音カルタ）
- ④第二よろこび保育園……………（大津北中学校：折り紙制作）
- ⑤しらかわっこなかよしクラブ(学童)……………（大津高校：残暑見舞いカード）
- ⑥しらかわっこ南小クラブ(学童)……………（大津中学校：残暑見舞いカード）
- ⑦大津音楽幼稚園……………（大津中学校：「てをあらおう」ポスター作成）

● 福祉教育関係

福祉講話への派遣等……………【合計：0 回】(±0)

● 善意銀行の設置・運営

令和 3 年度 大 津 善 意 銀 行 状 況

現金口座（払出 0 件）、物品口座（預託 23 件、払出 23 件）……………【別紙 3】

3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

● 調査広報関係

介護保険認定者数調査（要介護 1,173、要支援 370）……………1,543 人(+37)
 65 歳以上の介護認定率……………18.60%(-0.78)
 障害手帳保持者調査……………1,793 人(+3)

内 訳：身体障害者 1,169 人(-7)、知的 356 人(+5)、精神 268 人(+5)

※ 精神通院公費負担者 751 人(-7)は含まず。(令和 4 年 3 月末現在)

生活保護世帯調査……………182 世帯(±0)
 ひとり親(母子父子)世帯調査（母子 257、父子 19、その他 4）……………280 世帯(-14)
 一人暮らし高齢者調査（男性 216(-10)、女性 595(-10)）……………811 世帯(-20)
 高齢者夫婦世帯調査……………952 世帯(+6)
 地区別高齢化率調査

町内高齢化率……………22.78%(+0.49)

最高地区「米 山 区」……………92.86%

最低地区「美咲野 4 丁目区」……………1.13%

町平均以上の地区数……………73.9%（51/69 行政区）(+2)

町平均以下の地区数……………26.1%（18/69 行政区）(-2)

北部地区（北小校区：48.97%、護川小校区：32.71%）……………42.61%

中部地区（大津小校区：24.29%、室小校区：23.37%、美咲野小校区：14.24%）……………21.61%

南部地区（南小校区：38.68%、東小校区：50.44%）……………42.17%

15 歳未満人口調査……………6,010 人(-23)

15 歳未満人口比率調査……………16.80%(-0.46)

人 口 調 査……………35,868 人(+434)

世 帯 数 調 査……………15,594 世帯(+475)

社協広報「ふれあいネットワーク通信」の発行…（毎月：全戸配布 13,700 部～13,800 部）**共募**

【毎月 15 日発行の町生涯学習情報紙に同時掲載】(13,700 部×1 ヶ月+13,800 部×11 ヶ月=165,500 部)(+3,500)

ホームページの運営……………アドレス【<http://o-shakyo.info/>】

【年間カウント数 6,126 件(-1,384)】

社協ブログ（日記）の運営……………アドレス【<http://blog.goo.ne.jp/o-shakyo>】

【年間カウント数 59,298 件(-150,100)、年間掲載記事件数 172 件(-50)】

ツイッター（ミニ日記）の運営……………アドレス【<https://twitter.com/oozushakyo>】

【ツイート 10,339 件(+339)、フォロー 636 件(+129)、フォロワー 1,467 件(+153)】

フェイスブック（情報掲示板）の運営……………アドレス【大津町社会福祉協議会】

【いいね！1,047 件(+45)】

ライン（ミニ情報掲示板）の運営……………アドレス【@566zwroh】

【友達申請 26 件(+14)】

「自分で判断することに支援が必要な方」の権利擁護に関するアンケート調査の実施……………**単年度**

調査を依頼した事業所数 121 ヲ所

回答をいただいた事業所数 109 ヲ所（回答率 90.1%）

【内訳：高齢者支援事業所 68 ヲ所 障がい児・者支援事業所 41 ヲ所】

無回答事業所 12 ヲ所

無回答の事由

・事業所廃止 3 ヲ所 ・事業所休止中 2 ヲ所 ・事業所で把握できない 1 ヲ所

・現在利用者がいない 5 ヲ所 ・2 つの事業所を 1 つに合算集計 1 ヲ所

調査を依頼した事業所数 16 ヲ所（町内金融機関）

回答をいただいた事業所数 15 ヲ所（回答率 93.8%）〔未回答の 1 事業所は、現在一時閉鎖中〕

● 各種福祉団体への助成 5 団体（±0）

身体障害者福祉会	老人クラブ連合会	ひとり親家庭福祉協議会
更生保護女性会	民生児童委員協議会	

4. 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

● 役員会等

理事会 6/7、6/25、11/22、3/21

評議員会 6/25、12/1、3/28

定期監査 5/28 資産変更登記 6/28 代表者変更登記 7/5

評議員選任・解任委員会 6/25

● 実習受入関係

受入期日	日数	受入施設（学校）人	介護従事者 実務者研修	介護従事者 初任者研修	介護等 体験	社会福祉 援助技術 現場実習	介護 実習	教職免許 介護等体験	その他 インターンシップ デュアルシステム
7/12～7/16	5日	阿蘇中央高校				1人	1人		
1/31～3/4	23日	九州看護福祉大学				1人			
9/27～10/12	12日	熊本YMCA学院					1人		
8/18～9/17	23日	熊本学園大学				2人			
9/27～10/13	13日	熊本学園大学				1人			
10/19～10/22	4日	翔陽高校							1人
	80日	5団体:8人受け入れ	0	0	0	5	2	0	1
前年度比	-21	+1団体:±0人	±0	±0	±0	-1	+2	±0	-1

● 職員研修・会議等

年間活動 報告表 【別紙 4】

● 会議及び職場内研修等関係

会議名	開催日	開催時間
正規職員会議	毎月10日 前後	18:00～ 2時間
地域福祉係ミーティング	毎月15日 前後	1時間程度
総務係ミーティング	毎月15日 前後	1時間程度
ヘルパーミーティング	毎月15日 前後	11:20～ 1時間
デイサービスミーティング	毎月第2 木曜日	16:30～ 1時間
居宅介護ミーティング	毎月10日 前後	1時間程度
ミニデイミーティング	毎月第3 水曜日	14:00～ 1時間
権利擁護事業ミーティング	毎月最終 月曜日	12:30～ 1時間
食の自立支援ミーティング	毎月最終 水曜日	16:00～ 30分間
生活困窮者等自立支援事業支援調整会議	毎月1回	9:00～ 1時間
ケアマネ倶楽部	毎月第2 火曜日	12:30～ 1時間

職員研修会並びに健康診断関係(全体・介護職員等) 3回(+1)

実施日	内容	講師等
7/8	職場におけるハラスメントについて	社労士事務所 eRia・ハート 川内恵里氏
9/27	交通安全講習	熊本県大津警察署交通指導係 吉本真悟氏
12/9	感染症対策について	樽美整形外科医院院長 樽美光一氏（産業医）
毎月	訪問介護従事者	ミーティング時に研修を実施
毎月	通所介護従事者	ミーティング時に研修を実施
毎月	障がい者居宅介護等従事者	ミーティング時に研修を実施
8/27	職員健康診断・ストレスチェックテスト	熊本県総合保健センター来所

● その他

介護支援専門員実務研修受講試験（熊本市） 10/11

● 各種団体事業への協力

つつじ祭りへの協力（つつじ祭り実行委員会主催） 【中止】

からいもフェスティバルへの参加（からいもフェスティバル実行委員会主催） 【中止】

各種団体総会等への参加（大津町） 随時

【更生保護女性会 4/27、身体障がい者福祉会：中止、老人クラブ連合会：中止、ひとり親家庭福祉協議会 5/15】

民生委員児童委員協議会定例会（民生委員児童委員協議会主催） 随時

民生委員推薦会（福祉課主催） 随時

地域ケア会議定例会（地域包括支援センター主催） 随時

大津町地域ケア会議（地域包括支援センター主催） 随時

大津町在宅医療・介護連携会議（地域包括支援センター主催） 随時

大津町包括化推進会議（福祉課主催） 随時

老人クラブ連合会会長会、女性部会、シルバーヘルパー定例会（老人クラブ連合会主催） 随時

青少年育成町民会議や社会を明るくする運動等への協力（更生保護女性会等主催） 随時

NPO 法人（特定非営利活動法人）の支援（みんなのおうち、あぼり、すまいる、ココリス等） 随時

大津町要保護児童対策及び防止対策地域協議会への参画	随時
大津町男女共同参画審議会への参画	随時
地域包括支援センター地域密着型サービス運営委員会への参画	随時
大津町熊本地震義援金配分委員会	随時
菊池圏域地域自立支援協議会並びにサービス部会への参画	随時
大津町スポーツ推進審議会への参画	随時
大津町新庁舎建設検討委員会への参画	随時
大津町振興総合計画策定審議会への参画	随時
熊本地震復興イベント等事業実行委員会への参画	随時
おおづおにぎり会（子ども食堂）への支援	随時
陣内食堂（地域食堂）への支援（三気の里：BeTree）	随時
大津高等学校 学校運営協議会	中止(書面決議)
大津支援学校 学校運営協議会	中止(書面決議)

● 生活福祉資金貸付事業（県社協委託事業）

生活福祉資金相談員活動状況 **【別紙 5】**

生活福祉資金相談員を配置 **【相談件数：252件】（-33）**

申込件数：1件(+1)	貸付件数：1件(+1)	貸付合計額：1,000,000円 (障がい者用自家用車自動車購入費)
-------------	-------------	---------------------------------------

新型コロナウイルス感染症対策に伴う貸付相談件数等

種 類		件 数	前年度比
緊急小口資金 (県社協)	相談	266件	▲367件
	郵送	33件	▲2件
	申請	79件	▲129件
	貸付合計金額	25,600,000円	▲8,680,000円
総合支援資金 (県社協)	相談	365件	▲58件
	郵送	14件	▲4件
	申請	135件	▲13件
	貸付合計金額	141,800,000円	67,240,000円
住居確保給付金 (県福祉事務所)	相談	25件	▲83件
	申請（郵送）	1件	▲9件
小計	相談	656件	▲594件
	郵送	6件	▲47件
	申請	215件	▲181件
	貸付合計金額	167,400,000円	58,560,000円

● 各種募金活動への協力（日赤、共募）

令和3年度 日本赤十字社熊本県支部大津町分区 **【別紙 6】**

目標 4,329,000円(実績 4,225,000円) 97.6%

(昨年度比：目標+191,000円、実績+74,500円)

協力率 53%、[協力世帯数：8,230世帯、世帯数：15,457世帯]（令和4年3月末現在）

令和3年度 熊本県共同募金会大津町分会 **【別紙 7】**

目標 5,635,000円(実績 5,778,960円)102.6%

(昨年度比：目標-110,000円、実績+233,187円)

協力率 53%、[協力世帯数：8,217世帯、世帯数：15,366世帯]（令和4年3月末現在）

在宅福祉事業状況

● 介護用品等の無料貸出 貸出総件数：44件(+2)

車椅子 20件(21台)、ポータブルトイレ 5件(5台)、介護用ベッド 0件(0台)、マット 0件(0枚)
歩行器 1件(1台)、シルバーカー 1件(1台)、身長計 2件(2台)、シャワー椅子 5件(5脚)
手摺 0件(0台)、杖 0件(0本)

レクリエーション用具等

プロジェクター 2件(2台)、スクリーン 0件(0台)、日赤大鍋 0件(0セット)、輪投げ 6件(6台)、
ルーレット 1件(1台)、テント 0件(0張)、室内グラウンドゴルフ 1件(1セット)、
DVD 1件(4枚)、ビデオテープ 1件(1セット)、
ストラックアウト 1件(1個)、ボーリングセット 1件(1セット)

町受託事業関係

- 令和3年度 老人福祉センター利用状況集計表……………【別紙 8】
年間延べ利用者数 17,471 人(+2,146) (開館日数 361 日(+4))
新型コロナウイルス感染症予防対策による利用制限有り
*避難所……………開設 14 日間(-6) (避難者延べ 284 世帯:30 名)【再掲】
- 令和3年度 食の自立支援事業状況……………【別紙 9】
年間延べ利用者数 6,871 人(-542) (実施日数 310 日 (±0))
- 令和3年度 高齢者ホームサポート事業状況……………【別紙 10】
年間延べ利用回数 287 回(-63) (派遣時間 287 時間(-63))
- 令和3年度 生きがい活動通所支援事業状況
 1 介護予防はつらつ元気づくり事業状況……………【別紙 11-1】
 年間延べ利用者数 4,462 人(-361) (実施日数 234 日(-40))
 2 介護予防型ミニデイふれあい事業状況……………【別紙 11-2】
 年間延べ利用者数 2,442 人(-496) (実施日数 201 日(±0) : 260 地区(+1))
 ※新型コロナウイルス感染症予防対策として町の指導により休止期間が設けられた。
- 令和3年度 心配ごと相談事業状況……………【別紙 12】
相談員 10 名 : 年間延べ相談件数 121 件(+37) (実施日数 60 日(-1))

介護保険事業等状況関係

- 令和3年度 居宅介護支援事業等状況……………【別紙 13】
月平均利用人数 68 人(+7) (介護1:30人、介護2:22人、介護3:9人、介護4:4人、介護5:3人)
介護予防等 : 月平均利用人数 10 人(-2) (要支援1:3人、要支援2:4人、事業対象者:4人)
介護保険等収入 (補助金事業収入を除く) : 10,004,400 円(+846,770 円)
- 令和3年度 訪問介護事業等状況……………【別紙 14】
 合 計 : 年間延べ利用人数 3,982 人(+64) (派遣時間 3,774 時間 44 分)
 内 訳 : 訪問介護 : 年間延べ利用人数 2,949 人(+31) (派遣時間 2,797 時間 14 分)
 総合事業 : 年間延べ利用人数 1,033 人(+33) (派遣時間 977 時間 30 分)
 介護保険等収入 : 12,695,730 円 (補助金事業収入を除く) (+238,650 円)
- 令和3年度 通所介護事業等状況……………【別紙 15】
 合 計 : 年間延べ利用人数 7,042 人(+79)
 内 訳 : 通所介護 : 年間延べ利用人数 6,284 人(+339)
 総合事業 : 年間延べ利用人数 758 人(-260)
 介護保険等収入 (補助金事業収入を除く) : 50,634,998 円(+6,421,148 円)

障害者居宅介護事業状況関係

- 令和3年度 居宅介護事業状況……………【別紙 16】
 合 計 : 年間延べ利用回数 2,590 回(+360) (派遣時間 3,249 時間 00 分)
 内 訳 : 居宅介護 : 年間延べ利用回数 2,292 回(+366) (派遣時間 2,590 時間 30 分)
 同行援護 : 年間延べ利用回数 132 回(-17) (派遣時間 215 時間 30 分)
 移動支援 : 年間延べ利用回数 166 回(+11) (派遣時間 443 時間 00 分)
 行動援護 : 休止中
 障がい福祉サービス等収入 (補助金事業収入を除く) : 9,455,720 円(+1,106,160 円)
- 社会福祉法人等による利用者負担額軽減 (障害者居宅介護事業) …………… 0 名(±0)